

大袋地区内学校体育施設を利用する際の遵守すべき事項

施設を利用する際には、次の事項を遵守していただきます。遵守できない場合には「予約の取り直し」「途中退場」をお願いする場合があります。

体育館・校庭共通

- 施設利用開始時に、「大袋地区内学校体育施設利用者チェックリスト」「当日利用者名簿」を作成すること
 - 利用日当日の提出は必要ありませんが、感染等が判明した場合は、提出していただきます。代表者は利用日から少なくとも1か月以上、保管してください。
 - 利用者以外の「応援者・保護者」等がいる場合には、その「応援者・保護者」等も名簿へ記載してください。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 応援者・保護者・観覧者・利用者の待機時においても三つの密をさけること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- タオルや飲料の共用はしないこと
- 飲み残しのスポーツドリンク等は施設内や路上に捨てないこと
- 国内の感染拡大状況等により、急遽利用できなくなることを了承できること
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

体育館

■体育館内の利用定員を次のとおりとします（保護者等を含みます）

□50人（当面の間は、必要最小人数でお願いします）

■窓や出入口のドアなど2か所以上あけ、1時間ごとに10分程度の換気を行うこと

■備え付けの設備・備品・用具等に触れた後は、設備・備品・用具の消毒を行うこと
（消毒用薬は持参すること）

■体育館内では水分補給を除く飲食はしないこと

■アリーナ・トイレ・指定された倉庫以外は使用しないこと（更衣室・キャットウォーク・舞台等は使用できません）

校庭

■校庭内の利用定員を次のとおりとします（保護者等を含みます）

□200人（当面の間は、必要最小人数でお願いします）

■スポーツ用具について

□スポーツ用具は、各自持参すること

□やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに手洗いを行うこと

□備え付けの設備・備品等に触れた後は、必ず手洗いを行うこと

□手で触れた備品・スポーツ用具は、使用後に消毒を行うこと

■運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと